

令和 8 年度第 1 回墨田区障害者施策推進協議会

日時 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）午後 1 時から午後 2 時 3 0 分まで
場所 墨田区役所 1 3 階 1 3 1 会議室

次第

1 開会

2 議題

- (1) 墨田区障害福祉総合計画の令和 7 年度事業実績・令和 8 年度事業計画について
- (2) 次期計画の策定について

3 閉会

【配付資料】

＜事前送付分＞

- (1) 墨田区障害福祉総合計画 令和 7 年度実績報告及び令和 8 年度事業計画（概要版）
- (2) 墨田区障害者行動計画 令和 7 年度実績報告及び令和 8 年度事業計画
- (3) 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画 令和 7 年度実績報告及び令和 8 年度事業計画

＜当日配付分＞

- (1) 委員名簿（資料 1）
- (2) 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱（資料 2）
- (3) 事前質問への回答（資料 3）
- (4) 墨田区障害福祉総合計画の改定について（資料 4）
- (5) 御意見用紙

墨田区障害者施策推進協議会委員名簿

(令和 8 年 7 月 3 1 日現在) (敬称略)

	氏 名	所 属 等	任 期
障害者団体等の代表者	庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会	7. 6. 1～9. 5. 31
	三 宅 裕	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	志 賀 敬 一	〃	8. 7. 10～9. 5. 31
	篠 木 修 子	〃	8. 7. 10～9. 5. 31
	菊 池 昌 子	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	三 浦 八重子	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	八 代 純 子	墨田区知的障害者相談員	7. 6. 1～9. 5. 31
	小久保 明	墨田区身体障害者相談員	7. 6. 1～9. 5. 31
学識経験者等	柳 田 正 明	山梨県立大学	8. 4. 1～9. 5. 31
	鎌 形 由美子	墨田区社会福祉協議会	7. 6. 1～9. 5. 31
	原 口 春 美	墨田区民生委員・児童委員協議会	7. 6. 1～9. 5. 31
	塩 塚 靖 基	障害福祉サービス事業者	7. 6. 1～9. 5. 31
区議会議員	加 藤 ひろき	墨田区議会議員	7. 6. 1～9. 5. 31
	小 林 しょう	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	たかはしのりこ	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	遠 藤 ミホ	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	井 上 ノエミ	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
	甲 斐 まりこ	〃	7. 6. 1～9. 5. 31
関係行政機関の職員	深 谷 純 一	東京都立墨田特別支援学校	7. 6. 1～9. 5. 31
	小 出 和 正	特別支援学級設置中学校代表 (墨田中学校)	7. 6. 1～9. 5. 31
	金 内 波 子	墨田公共職業安定所	7. 6. 1～9. 5. 31
	渡 瀬 博 俊	墨田区保健所	7. 6. 1～9. 5. 31

墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱

昭和 5 7 年 4 月 1 0 日

5 7 墨厚厚発第 1 7 8 号

(設置)

第 1 条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定に当たり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 5 号）により設置した墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 推進協議会は、委員 2 2 人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱又は任命する。

(会長等)

第 3 条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名するものをもって充てる。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(協議事項)

第 4 条 推進協議会は、次の事項を協議する。

墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。

墨田区障害者行動計画の策定に関すること。

墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。

その他区長が必要と認める事項

(招集)

第 5 条 推進協議会は、区長が招集する。

(書面及びオンラインによる協議)

第 5 条の 2 前条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合において、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）による協議（以下「書面会議」という。）又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による協議（以下「オンライン会議」という。）を行うことができる。

重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生し、推進協議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるとき。

効率的かつ効果的な推進協議会の運営の観点から、特に必要と認めるとき。

2 書面会議又はオンライン会議を行った場合における第 7 条の規定の適用については、書面会議にあっては協議事項に係る意見等を記した書面を提出した者を、オンライン会議にあっては当該会議に参加した者を、それぞれ出席したものとみなす。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。
ただし、区の職員には支給しない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

事前質問への回答

質問 1 重度訪問介護の見込み量について（障害福祉計画（実績報告・事業計画）p.4）

グループホームの整備が難しいため、重度訪問介護で対応するしかないと思うが、数値は妥当でしょうか。

入所施設で地域移行の意向を聞くこととなりますが、聞いても対応できないことが想定され、その場合、前述のことが更に要検討になるかもしれません。

< 回答 >

重度訪問介護については、医療的ケアを要する方など重度の障害のある方が増加傾向にあるため、次期計画期間においてもサービスの見込み量は増加する想定で検討しています。また、今後の庁内策定部会においても、グループホームの整備状況や入所施設からの地域移行の意向を確認し、見込み量の設定を行っていきます。

質問 2 こどもだれでも通園制度について（障害福祉計画（実績報告・事業計画）p.10）

「こどもだれでも通園制度」を利用している利用者がいれば、その数を把握し、特に医療的ケア児や行動障害のあるこども・家族の選択肢として検討してはどうかと思います。

< 回答 >

令和 8 年 7 月 15 日現在、区民で「こども誰でも通園制度」の認定を受けている児童は 304 人であり、そのうち、障害児等の認定を受けている児童は若干名となっています。

障害児等の利用については、現状、各園による人員の確保や体制整備等の問題から少ない状況となっていますが、今後も国や東京都、他の自治体の動向等を注視しながら、進展が図れるよう検討していきます。【子ども施設課】

質問 3 訪問系サービス【居宅介護】（障害福祉計画（実績報告・事業計画）p.3）

令和 7 年度の見込み 8,525 時間に対し、実績は 5,890.5 時間となっており、利用実績が見込みを大きく下回っています。これは利用ニーズの変化によるものなのか、それともヘルパー不足など供給体制の課題によるものなのか、区の分析を伺います。

また、今後のサービス体制維持や人材確保策についてもお聞かせください。

< 回答 >

令和 6 ～ 8 年度の障害福祉計画のサービス見込量については、国が作成したマニュアルの推計方法を用いて算出した数値から作成しました。当該推計方法に従い、令和 2 ～ 4 年度の利用者数と利用時間数の実績の数値から算出したところ、コロナ禍の影響で、その 3 年間の増加率が高かったことから、結果的に令和 6 ～ 8 年度について実際よりも多い見込み量となりました。

実績からみると、居宅介護は過去３年間の利用者数は減少傾向にあります。これは、身体障害者手帳所持者が減少傾向にあることが主な理由であると考えられます。一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者の利用は増加傾向にあるため、次期計画期間では、障害種別ごとの数値を合計した利用者数・利用時間数は横ばいで推移すると考えています。

区で把握している区民の方の利用状況から、居宅介護の利用を希望する方はおおむね利用ができている状態であると認識していますが、ご指摘のとおり、サービス体制を維持するための人材確保は大きな課題です。障害福祉計画の成果目標でも都道府県の人材確保・定着の目標が示されていますので、東京都の施策に合わせた区の実施内容を検討していきたいと考えています。

質問４ 事業評価について

（障害福祉総合計画 令和７年度実績報告及び令和８年度事業計画 概要版 p.3）

143 事業中 141 事業が A 評価となっています。

一方で、A 評価は「計画どおり実施した」という評価が中心と思われますが、利用者の満足度や生活の質の向上など、事業の成果についてはどのように評価・検証されているのかをお伺いします。

< 回答 >

サービス利用の満足度などを指標とし、区の事業の成果を評価していくことは重要であると考えます。そこで、本日ご説明する次期計画案では、これまでよりも評価指標の数を増やし、区民からの評価を事業に反映できるように改善に取り組んでいます。

一方で、これまでのアンケートの調査項目だけでは、成果を測る指標が十分には設定できない事業もあります。今後、区民へのアンケート調査を実施する際には、調査結果から事業実施の成果が把握できるよう、サービス利用の満足度など、成果指標となる質問を設定していきたいと考えています。

質問５ 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援について

（障害福祉総合計画 令和７年度実績報告及び令和８年度事業計画 概要版 p.4）

重度身体障害者を対象としたグループホーム「あおぞらすみだ」が９月開設予定となっています。定員に対しての応募人数はどのくらいあったのか、また、区民と区民以外の人数を伺います。

開設後、現在の待機ニーズはどの程度解消されるのか。また、グループホーム、入所施設等の今後の整備について、区の見解を伺います。

< 回答 >

応募人数について、10 名の定員に対して墨田区民は 20 名、区民以外は 10 名でした。待機ニーズに関して、グループホームへの入居は、ご相談があった際にその都度、対応をするものであり、待機という考えで捉えていません。

グループホーム等の整備については、今後開設予定の「あおぞらすみだ」におけるグループホームでの対応状況等を見ながら、今後の施設の在り方等を検討していきます。

質問 6 事業内容の文言について（障害者行動計画（実績報告・事業計画）p.2）

就学相談・体制の充実（事業番号 12）

「教育特性」との文言はあまり使用しないため、「教育課程」や「教育の特徴」等の文言が望ましい。

特別支援教育に関する体制整備（事業番号 13）

「課題のある子ども」との表記は人権上の配慮が不足しているため、「特別な支援の必要な子ども」や「配慮の必要な子ども」等の表記が望ましい。

< 回答 >

ご指摘いただいた個所について、次期計画では事業の所管課と調整し修正いたします。

質問 7 交流教育・障害児理解教育の実施について（障害者行動計画（実績報告・事業計画）p.3）

副籍については、区からも何らかの具体的な支援策等により直接交流の拡充を図りたい。

< 回答 >

直接交流を行った学校に報告書を提出させ、研修会の中で情報共有を行い、意識啓発を行います。【指導室】

質問 8 障害児相談支援について（障害福祉計画（実績報告・事業計画）p.10）

以前からお伝えしていますが、障害児の相談支援のセルフプラン率が非常に高く、前提となる必要サービス量の見込みが充分ではないと考えます。

< 回答 >

障害児相談支援の実績は、現行計画の見込み量と同水準で増加傾向となっており、短期入所等の障害福祉サービスを利用する児童については、ほぼ全員が計画相談支援を利用しています。

発達状況や障害受容の段階によって、計画相談支援を望む方とそうでない方がおりますが、望む方がスムーズに計画相談を利用できるよう、他自治体の例なども参考に調査・検討したいと考えています。

なお、児童の計画相談支援等について、保護者の方がお困りの場合は、区の基幹相談支援センターで相談をお受けします。

質問 9 障害者虐待防止センターの運営について

（障害福祉総合計画 令和 7 年度実績報告及び令和 8 年度事業計画 概要版 p.3）

令和 7 年度に虐待通報ダイヤルで 53 件、直接相談で 54 件、合計 107 件の相談がありました。相談後のフォローアップはどのようにしているのか伺います。また、警察や児童相談所に通報した件数は何件か伺います。また、性的虐待の件数が何件あったのか、そのフォローについても伺います。

< 回答 >

1 相談後のフォローアップについて

相談を受けた後、必要に応じて事実確認を行い、虐待の有無について判断をします。
なお、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、緊急一時保護として、施設等に入所させる場合があります。

福祉施設従事者等からの虐待の場合は、当該施設等に対して改善計画の書類を求め、
場合に応じて、改善がなされているかモニタリングを行う等、必要な対応を行います。

養護者からの虐待の場合は、障害者虐待防止法において、虐待を行った養護者への支援も示されているため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じます。

2 警察や児童相談所に通報した件数について

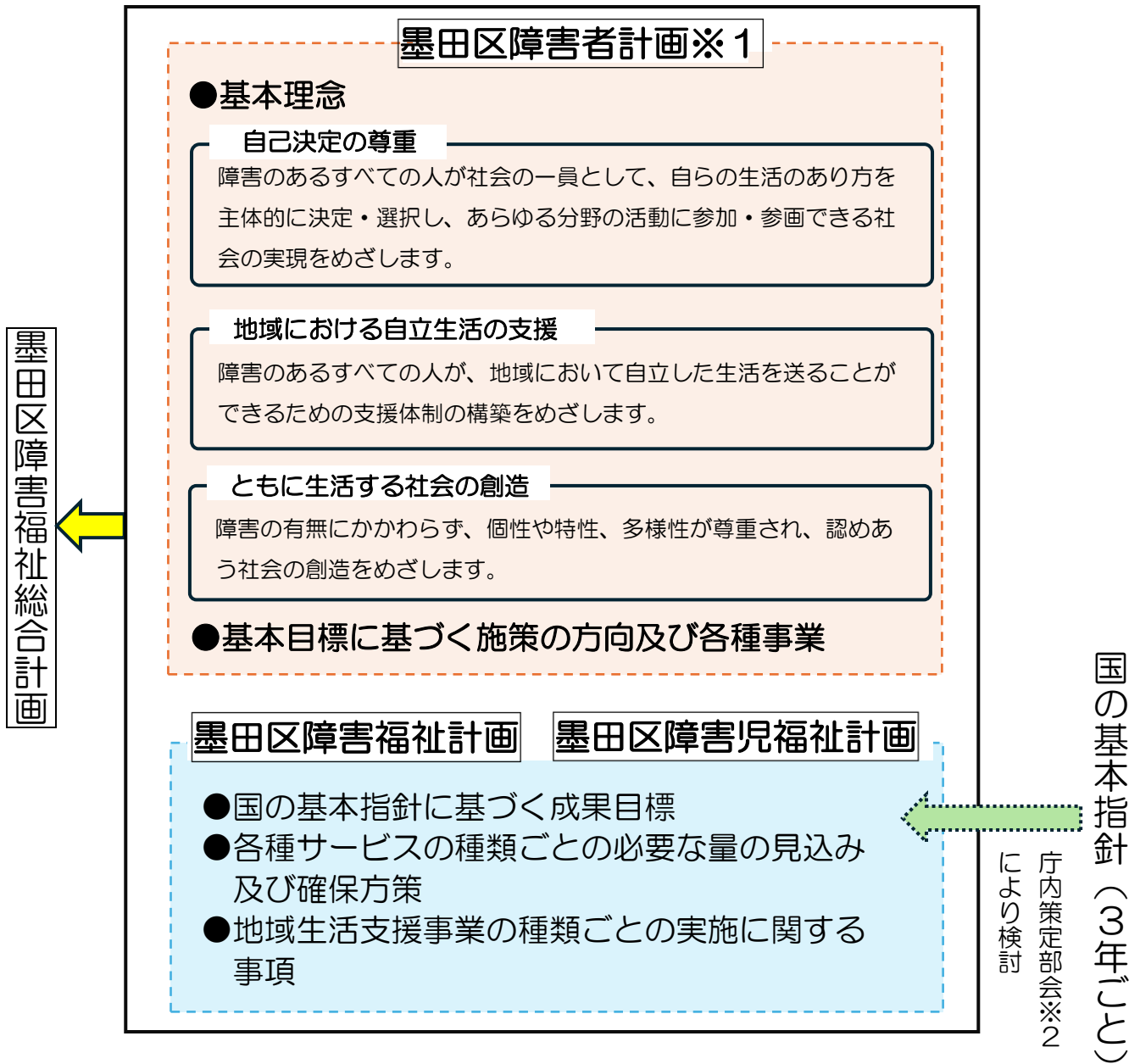
警察及び児童相談所への通報件数は0件です。

3 性的虐待の件数について

性的虐待疑いで通報を受けた件数は1件、虐待認定をした件数は0件です。

墨田区障害福祉総合計画の改定について

1 墨田区障害福祉総合計画の体系



※1 現行の「障害者行動計画」から「障害者計画」に名称を変更
障害者基本法の改正により、「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」の略称が「市町村障害者計画」となったことから、多くの区市町村が「障害者行動計画」から「障害者計画」に変更しているため、本区も同様に名称を変更する。

※2 庁内策定部会（令和8年度設置）と主な検討事項

部会名	主な検討課題
子ども支援部会	インクルージョン推進のための協議の場の設置
障害福祉サービス・相談支援部会	相談支援体制の構築・連携体制の確保
生活支援部会	意思疎通支援実施内容の検討
就労・社会参加支援部会	福祉施設から一般就労への移行等
施設整備・地域移行部会	施設入所者の地域生活への移行

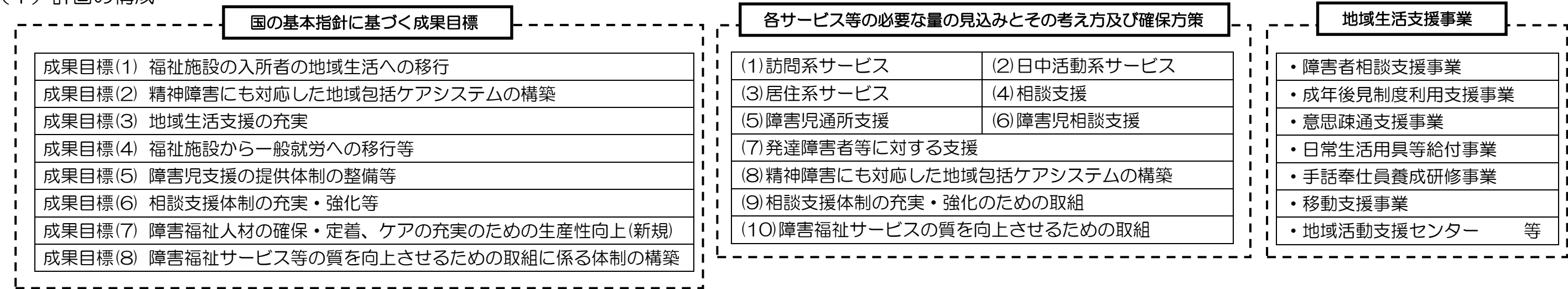
2 墨田区障害者計画の施策体系

赤字・・・現行計画からの修正・追加部分

基本目標	施策の方向	指標														
1 子どもとその家族を支援する	1 早期発見と早期療育	<table><tr><th>項目</th><th colspan="2">現状</th><th>目標</th></tr><tr><td rowspan="2">●障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う保護者の割合（「とてもそう思う」、「まあそう思う」の回答割合） ※墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査</td><td>乳幼児</td><td>小学生</td><td rowspan="2">現状以上</td></tr><tr><td>49.2%</td><td>52.4%</td></tr><tr><td>●通園、通学、通所する上で困っていることや不安に思うことがない方の割合（「特にない」の回答割合）</td><td colspan="2">29.2%</td><td>40%</td></tr></table>	項目	現状		目標	●障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う保護者の割合（「とてもそう思う」、「まあそう思う」の回答割合） ※墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査	乳幼児	小学生	現状以上	49.2%	52.4%	●通園、通学、通所する上で困っていることや不安に思うことがない方の割合（「特にない」の回答割合）	29.2%		40%
	項目		現状		目標											
	●障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う保護者の割合（「とてもそう思う」、「まあそう思う」の回答割合） ※墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査		乳幼児	小学生	現状以上											
			49.2%	52.4%												
	●通園、通学、通所する上で困っていることや不安に思うことがない方の割合（「特にない」の回答割合）		29.2%		40%											
2 幼児教育・保育の充実																
3 特別支援教育の推進																
4 放課後活動等の充実																
2 社会参加を支援する	1 移動手段の確保	<table><tr><th>項目</th><th>現状</th><th>目標</th></tr><tr><td>●1週間に外出する頻度が「毎日外出する」、「週に1日以上は外出する」の方の割合</td><td>81.6%</td><td>90%</td></tr><tr><td>●外出した時の困りごとがない方の割合（「特に困っていることはない」の回答割合）</td><td>27.4%</td><td>40%</td></tr></table>	項目	現状	目標	●1週間に外出する頻度が「毎日外出する」、「週に1日以上は外出する」の方の割合	81.6%	90%	●外出した時の困りごとがない方の割合（「特に困っていることはない」の回答割合）	27.4%	40%					
	項目		現状	目標												
	●1週間に外出する頻度が「毎日外出する」、「週に1日以上は外出する」の方の割合		81.6%	90%												
	●外出した時の困りごとがない方の割合（「特に困っていることはない」の回答割合）		27.4%	40%												
	2 日中活動の場の充実															
3 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援																
4 区民参画の推進																
3 就労を支援する	1 企業等での就労への移行促進	<table><tr><th>項目</th><th>現状</th><th>目標</th></tr><tr><td>●仕事をしている方の割合（「会社・団体・家等で仕事をしている」、「就労支援施設等で工賃を得ている」の回答割合）</td><td>39.1%</td><td>55%</td></tr><tr><td>●仕事をする上で困りごとがない方の割合（「特にない」の回答割合）</td><td>31.6%</td><td>45%</td></tr></table>	項目	現状	目標	●仕事をしている方の割合（「会社・団体・家等で仕事をしている」、「就労支援施設等で工賃を得ている」の回答割合）	39.1%	55%	●仕事をする上で困りごとがない方の割合（「特にない」の回答割合）	31.6%	45%					
	項目		現状	目標												
	●仕事をしている方の割合（「会社・団体・家等で仕事をしている」、「就労支援施設等で工賃を得ている」の回答割合）		39.1%	55%												
	●仕事をする上で困りごとがない方の割合（「特にない」の回答割合）		31.6%	45%												
2 障害者施設における就労等の支援の充実																
3 ライフステージの変化に応じた就労支援の実施																
4 地域生活を支援する	1 日常生活を支えるサービスの充実	<table><tr><th>項目</th><th>現状</th><th>目標</th></tr><tr><td>●地域で暮らしている方（「家族」、「一人」、「グループホーム」の回答割合）</td><td>94%</td><td>95%</td></tr></table>	項目	現状	目標	●地域で暮らしている方（「家族」、「一人」、「グループホーム」の回答割合）	94%	95%								
	項目		現状	目標												
	●地域で暮らしている方（「家族」、「一人」、「グループホーム」の回答割合）		94%	95%												
	2 介護をしている家庭等への支援															
3 住み慣れた地域での暮らしの支援																
5 相談支援体制の充実及び 情報バリアフリーを推進する	1 相談先の確保と権利擁護の推進	<table><tr><th>項目</th><th>現状</th><th>目標</th></tr><tr><td>●悩みごとを相談する相手がいる方の割合（「相談する相手がいる」の回答割合）</td><td>89.3%</td><td>97%</td></tr><tr><td>●自分が知りたい区政情報を入手できている方の割合（「できている」、「どちらかというときできている」の回答割合） ※令和6年度住民意識調査</td><td>36.3%</td><td>現状以上</td></tr></table>	項目	現状	目標	●悩みごとを相談する相手がいる方の割合（「相談する相手がいる」の回答割合）	89.3%	97%	●自分が知りたい区政情報を入手できている方の割合（「できている」、「どちらかというときできている」の回答割合） ※令和6年度住民意識調査	36.3%	現状以上					
	項目		現状	目標												
	●悩みごとを相談する相手がいる方の割合（「相談する相手がいる」の回答割合）		89.3%	97%												
●自分が知りたい区政情報を入手できている方の割合（「できている」、「どちらかというときできている」の回答割合） ※令和6年度住民意識調査	36.3%	現状以上														
2 情報バリアフリーの推進																
6 安全・安心に暮らせるまちをつくる	1 障害の理解の推進	<table><tr><th>項目</th><th>現状</th><th>目標</th></tr><tr><td>●配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合（「困ることはない」の回答割合）</td><td>51.8%</td><td>75%</td></tr><tr><td>●災害発生時に避難する際、助けてくれる人がいる方の割合</td><td>77.1%</td><td>90%</td></tr></table>	項目	現状	目標	●配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合（「困ることはない」の回答割合）	51.8%	75%	●災害発生時に避難する際、助けてくれる人がいる方の割合	77.1%	90%					
	項目		現状	目標												
	●配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合（「困ることはない」の回答割合）		51.8%	75%												
●災害発生時に避難する際、助けてくれる人がいる方の割合	77.1%	90%														
2 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進																
7 サービスの質の確保と 地域の支えあいを推進する	1 適正な事業所運営の支援	<table><tr><th>項目</th><th>現状</th><th>目標</th></tr><tr><td>●過去3年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数</td><td>62</td><td>現状以上</td></tr><tr><td>●地域の交流や様々な活動をする場や機会が提供されていると思う方 ※基本計画区民アンケート（5年ごとに実施予定）</td><td>76.8%</td><td>現状以上</td></tr></table>	項目	現状	目標	●過去3年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数	62	現状以上	●地域の交流や様々な活動をする場や機会が提供されていると思う方 ※基本計画区民アンケート（5年ごとに実施予定）	76.8%	現状以上					
	項目		現状	目標												
	●過去3年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数		62	現状以上												
	●地域の交流や様々な活動をする場や機会が提供されていると思う方 ※基本計画区民アンケート（5年ごとに実施予定）		76.8%	現状以上												
2 事業者や団体の支援																
3 ボランティアの育成																

3 障害福祉計画・障害児福祉計画

(1) 計画の構成



(2) 国の基本指針に基づく次期計画の各成果目標

赤字・・・現行計画からの修正・追加部分

【成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行】

次期計画（案） ※変更箇所は赤字部分です。	現行計画
障害者施設入所者のうち、令和11年度末における地域生活に移行する方の数値目標と令和11年度末における施設入所者数の見込みを設定する。 【国の基本指針】 ① 令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ② 令和11年度末時点の施設入所者数を、令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 【区の考え方】 ① 地域生活移行者数 国の基本指針を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間で、令和7年度末時点の施設入所者数である180人の方のうち6%以上に当たる11人以上の方が地域生活に移行することを目標値として設定する。 ② 令和11年度末の入所者数 ※東京都の現行計画では現状維持とする方針であることから、都の次期計画の方針を踏まえて別途検討する。	障害者施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する方の数値目標と令和8年度末における施設入所者数の見込みを設定する。 【国の基本指針】 ① 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ② 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 【区の考え方】 ① 地域生活移行者数 国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間で、令和4年度末時点の施設入所者数である190人の方のうち6%以上に当たる11人以上の方が地域生活に移行すると見込む。 ② 令和8年度末の入所者数 令和6年度から令和8年度までの3年間で、令和4年度末時点の施設入所者数である190人の方のうち5%に当たる10人以上を削減する。しかしながら、東京都では現状維持とする方針を打ち出しており、区の実情に合わせ、令和4年度末の実績人数と同じ190人の方を見込む。

【成果目標(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

次期計画（案） ※変更箇所は赤字部分です。	現行計画
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。 【国の基本指針】 ① 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上とすることを基本とする。 ② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備により、地域移行が可能となることを鑑み、令和１１年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を設定する。 ③ 退院後 90 日時点の再入院率については 10.3%以下とし、退院後 180 日時点の再入院率については 17.4%以下とし、退院後 365 日時点の再入院率については 25.7%以下とすることを基本とする。なお、当該目標値設定時点で各日時点での再入院率が各割合以下の場合は、当該目標値設定時点における退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率以下とすることを基本とする。 ④ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。目標値の設定に当たっては、令和 15 年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。 ⑤ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K 6 という尺度を活用し、評価することを基本とする。 【区の考え方】 入院中の精神障害者等が地域生活への移行を体験できる事業として実施をしている「自立生活体験事業」等を通し、入院中の精神障害者等の地域移行支援を推進するとともに、退院後の継続的な支援体制の充実により、安定した地域生活の維持を図る。 また、心のサポーターの養成に段階的に取り組み、地域全体で精神障害者を支える体制の構築を進める。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。 【国の基本指針】 ① 精神障害者の精神病棟から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。 ② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備により、地域移行が可能となることを鑑み、令和８年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を設定する。 ③ 精神病床における早期退院率に関して、入院後３か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後６か月時点の退院率については 84.5%以上及び入院後１年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。 【区の考え方】 令和４年度、精神障害者地域生活支援協議会で協議を行い、入院中の精神障害者等が地域生活への移行を体験できる事業として「自立生活体験事業」を開始した。本事業を通し、入院中の精神障害者等の地域移行支援を推進する。

【成果目標(3) 地域生活支援の充実】

次期計画（案） ※変更箇所は赤字部分です。	現行計画
障害のある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、障害のある人が地域において安心して自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするために、地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を検証していきます。 【国の基本指針】 ① 令和１１年度までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすること。 また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討すること。 ② 令和１１年度までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備すること。 【区の考え方】 ① 地域生活支援拠点等として、多機能拠点整備型の事業所２か所を整備しており、緊急時の受入れ及び体験の機会の提供を行っている。令和８年度からは地域生活支援拠点等の４つの機能※の一部を担う事業所等を「拠点機能事業所」として認定する制度を開始し、本制度により地域生活支援拠点の面的整備を進めていく。また、地域自立支援協議会の地域生活支援拠点部会において、機能の水準や運用状況等が十分であるか、年１回以上、検証及び検討を行う。 ② 強度行動障害を有する方に関する支援ニーズを把握するとともに、本人の高齢化や医療的ケアを必要とする方への対応を含め、必要な支援体制の整備を進めていく。	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等について、区における必要な機能の検証をする。 【国の基本指針】 ① 令和８年度までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。 ② 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】 【区の考え方】 ① 令和２年度末に開設した重度知的障害者向けグループホームは、地域生活支援拠点と位置づけ、緊急時の受入れ及び体験の機会の提供を行っている。令和６年度以降は、知的・身体・精神障害を問わず、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点として整備する。 ② 強度行動障害を有する方に関する支援ニーズを把握するとともに、本人の高齢化や医療的ケアを必要とする方への対応を含め、必要な支援体制の整備について検討していく。

※地域生活支援拠点等の４つの機能

機能	内容
相談	平時から緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【成果目標(4) 福祉施設から一般就労への移行等】

次期計画（案） ※変更箇所は赤字部分です。	現行計画
福祉施設（就労移行支援事業等）を通じて令和11年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定する。 【国の基本指針】 ① 一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上とすること。 ② 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とすること。 ③ 就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上とすること。 ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること。 ⑤ 令和7年10月より本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業が開始されたことから、協議会圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置すること。 【区の考え方】 ① 福祉施設（就労移行支援事業等）から一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ令和6年度における一般就労者数34人の1.31倍である45人を目標値とする。 ② 障害者就労支援関係者機関連絡会にて情報共有、検討を行い、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が5割以上となる事業所数の割合について、5割以上を目標値とする。 ③ 令和6年度における就労定着支援事業の利用者数51人の1.47倍である75人以上を目標値とする。 ④ 区内の就労定着支援事業所のうちの利用終了1年後の就労定着率が7割以上となる割合について2割5分以上を目標値とする。 ⑤ 令和7年10月1日にすみだ就労支援総合センターで就労選択事業を開始した。本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労を支援する。	福祉施設（就労移行支援事業等）を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定する。 【国の基本指針】 ① 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上とすること。 ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とすること。【新規】 ③ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上とすること。 ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること。 【区の考え方】 ① 福祉施設（就労移行支援事業等）から一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ令和3年度における一般就労者数32人の1.28倍である41人を目標値とする。 ② 障害者就労支援関係者機関連絡会にて情報共有、検討を行い、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が5割以上となる事業所数の割合について、5割以上を目標値とする。 ③ 令和3年度における就労定着支援事業の利用者数33人の1.41倍である47人以上を目標値とする。 ④ 区内の就労定着支援事業所のうちの利用終了1年後の就労定着率が7割以上となる割合について2割5分以上を目標値とする。

【成果目標(5) 障害児支援の提供体制の整備等】

次期計画（案） ※変更箇所は赤字部分です。	現行計画				
障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定する。 【国の基本指針】 ① 令和11年度末までに、児童発達支援センターの4つの中核的な機能を確保すること。 ② 令和11年度末までに、各都道府県及び市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置すること。 ③ 令和11年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。 ④ 令和11年度末までに、都道府県は保健、医療障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに総合調整を行うコーディネーターを配置すること。 また、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。 ⑤ 令和11年度末までに各市町村または圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保すること。 【区の考え方】 ① 4つの中核機能※を備えた児童発達支援センターみつばち園により、児童発達支援を提供するとともに、障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。 ② 令和11年度末までに協議事項や運営体制等を調整し、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。 ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所が安定的に運営できるよう、支援する。 ④ 医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する市内連携会議を継続的に開催し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児に係る課題の共有化と解決に努める。また、区に配置している医療的ケア児等に関するコーディネーターによる相談業務や卒業対策等を行い、支援する。 ⑤ 令和11年度末までに②の協議の場を活用しながら、各ライフステージ等に沿って関係機関が連携を図り、伴走的な相談支援体制を確保する。 ※4つの中核機能 <table><tr><td>①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</td><td>③地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</td></tr><tr><td>②地域のインクルージョン推進の中核機能</td><td>④地域の発達支援に関する入口としての相談機能</td></tr></table>	①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	③地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	②地域のインクルージョン推進の中核機能	④地域の発達支援に関する入口としての相談機能	障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定する。 【国の基本指針】 ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。 ② すべての市区町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築をすること。 ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。 ④ 令和8年度末までに、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。 また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。 【区の考え方】 ① 児童発達支援センターみつばち園で実施している保育所等訪問事業について、他事業所と連携しながら、体制を拡充していく。 ② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、関連部署と連携し、推進していく。 ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所が安定的に運営できるよう、支援する。 ④ 医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する市内連携会議を継続的に開催し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児に係る課題の共有化と解決に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	③地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能				
②地域のインクルージョン推進の中核機能	④地域の発達支援に関する入口としての相談機能				

【成果目標(6) 相談支援体制の充実・強化等】

次期計画（案） ※変更箇所は赤字部分です。	現行計画
相談支援体制を充実・強化するための目標を設定する。 【国の基本指針】 ① 令和 11 年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させるとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。また、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。 ③ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとすること。 【区の考え方】 ① 障害者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び墨田区地域自立支援協議会の連携により、地域の相談等の支援体制の強化を図る。 ② 墨田区地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について、地域の実情に応じて協議できるよう、協議会の体制を整備する。 ③ 相談支援を希望する方が、必要な支援を受けられるように、相談支援事業所を含めた地域における連携体制を構築し、計画相談等の体制整備を進める。	相談支援体制を充実・強化するための目標を設定する。 【国の基本指針】 ① 令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。 ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。【新規】 【区の考え方】 ① 障害者基幹相談支援センターが計画相談支援事業所の育成・支援を行うなど、相談支援体制の強化を図る。 ② 墨田区地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について、地域の実情に応じて協議できるよう、協議会の体制を整備する。

【成果目標(7) 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上】（新規）（都道府県実施）

次期計画（案）	備考
【国の基本指針】 ① 都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。 ② 都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。 ③ 都道府県においては、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。また、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。	左記内容は、今回の国の基本指針で都道府県が実施するものとして新規追加された目標である。

【成果目標(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

次期計画（案）	現行計画
自立支援給付費の請求に係る審査結果（過誤納等の情報）の共有や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査に係る目標を設定する。 【国の基本指針】 ① 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定すること。 ② 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定すること。 【区の考え方】 ① 障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、毎月 1 回の請求期日ごとに年 12 回、審査結果を事業所や関係自治体等と共有する。 ② 東京都福祉局と連携し、計画的な指導監査を実施する。	自立支援給付費の請求に係る審査結果（過誤納等の情報）の共有や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査に係る目標を設定する。 【国の基本指針】 ① 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定すること。 ② 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定すること。 【区の考え方】 ① 障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、毎月 1 回の請求期日ごとに年 12 回、審査結果を事業所や関係自治体等と共有する。 ② 東京都福祉局と連携し、計画的な指導監査を実施する。

4 今後の策定スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■7/31 第1回 墨田区障害者施策推進協議会	●8月下旬 庁内策定部会	●地域福祉計画推進本部幹事会	■10/19 第2回 墨田区障害者施策推進協議会 ●地域福祉計画推進本部		●区議会常任委員会へ素案を報告 ●パブリックコメントの実施		■第3回 墨田区障害者施策推進協議会 ●地域福祉計画推進本部	●区議会常任委員会へ 最終案を報告